

「独占禁止法基本問題懇談会」ヒアリング

レジュメ

社団法人 日本建設業団体連合会
総合企画委員会政策専門部会
部会長 富士原 由夫

1 基本的考え方

- ・独占禁止法は経済活動の基本的ルール
適正な競争を実現するために各産業が置かれた市場環境に即したルールの確立を
- ・今回の独占禁止法改正では、憲法第31条で保障されている「適正手続き」が大幅に後退
欧米に倣った民主的な行政手続き確保を

2 建設業と公共調達制度の現状

(1) 建設市場の現状

- ・建設業許可業者数は562,661社(平成17年3月末現在)
資本金10億円以上の企業は1,622社(0.3%)
- ・近年、建設投資は減少し、価格競争が激化
- ・建設業の平成16年度の売上高営業利益率は1.7%(全産業平均は3.1%)
(法人企業統計)
- ・(社)日本建設業団体連合会(日建連)57社の売上高営業利益率は2.0%

(2) 建設生産の特徴

- ・建設市場の特性
 - ・需要者の注文が先行
 - ・個別の契約に基づいて建設
 - ・目的物が使用されて初めてその品質が評価
 - ・建設生産は一件ごとにサービスの内容が異なる

(3) 公共調達制度の見直しの必要性

- ・公共調達市場の特性
 - ・諸外国に例を見ない予定価格以下での価格のみによる競争
- ・制裁を強化する前に、公共調達制度の抜本的見直しが必要
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行(本年4月1日)
 - ・価格だけの競争から技術や品質も含めた競争の促進
- ・公正取引委員会の「公共調達と競争政策に関する研究会」の提言

- ・日建連、土工協、建築協「公共工事調達制度のあり方に関する提言」（平成16年9月）

日建連・・・社団法人 日本建設業団体連合会

土工協・・・社団法人 日本土木工業協会

建築協・・・社団法人 建築業協会

- ・全建「入札・契約制度のあり方について」（平成17年8月）

全建・・・社団法人 全国建設業協会

(4)重複する制裁

- ・建設業の事業活動に対する規制の重複 法人処罰の見直しの必要性
- ・例えば、独占禁止法違反があった場合
 - 独占禁止法に基づく排除措置命令、課徴金、罰金
 - 建設業法による営業停止処分
 - 発注官公庁からは指名停止処分、違約金の請求など

3 検討に当たっての問題

- ・独占禁止法の根本的見直し
 - 経済社会の実情に即した独占禁止法へ
 - 改正独占禁止法に関する認識・・・基本的には日本経団連と同じ立場

(1)課徴金に係る制度のあり方について

1)課徴金の算定率の問題

- ・これまでの課徴金算定率はそれなりの合理性を有していた
- ・今回の改正された算定率は根拠が不明確

2)他の制裁措置を含めた総合的な制度設計の必要性

- ・課徴金と罰金との問題
- ・公共調達における違約金との調整
- ・重大性、悪質性に応じた課徴金の算定

(2)審査・審判手続きのあり方について

1)審査・審判手続きの大幅な変更

- ・審判は、事前手続きから事後手続きへ
- ・審判における立証責任を事業者側に

2)改正法の問題点

- ・排除措置命令は、事業者にとって重い行政処分
- ・改正法の問題点

命令を発するに際し、事業者に対して具体的な違反事実、証拠を提示されない

公正取引委員会による命令の内容、認定した事実等の説明が不十分
事業者からの意見申述の取り扱いも不透明

ハ) 審査・審判手続きの検討課題

・ 審判手続きの適正化を図るための視点

独占禁止法が対象とする行為の特性を考えた規制が必要

制裁の強化、権限の強化に見合った適正手続きを確保する制度設計が必要

公正取引委員会の準司法機関としての体制整備が必要

・ 以上を前提として、以下の検討を

第1 排除措置命令を事前審判制度に戻すこと

第2 事前手続きに戻せないのであれば、処分をめぐっての争いは、審判の手続きを経ることなく、審判の中立性を確保する見地から、地方裁判所で行うことに改正すること

第3 上記第1、第2の改正ができず、改正法に基づく審査・審判を維持する場合の次善の策

ア) 審判官は法曹資格者とするなど資格の厳格化を図る

イ) 処分の事前通知の段階で認定事実の十分な説明、それを裏付ける全ての証拠の提出、それらに対する事業者からの反論について公にするなど、事前手続きの充実を図る

ウ) 審査官と審判官の人事異動を制限する

など、審査・審判におけるファイアー・ウォールを明確に設けること

(3) ダumpingを適切に排除できる規定の整備

・ ダumpingに対する適切な取り締まり 制度改正の検討

以上